

2018年1月23日
日本銀行

「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成30年1月22・23日の政策委員会・金融政策決定会合において、貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

なお、貸出支援基金に関しては、平成26年3月に制度の見直しを行っていますが^(注)、旧制度に基づく貸付の残高が平成30年3月でなくなるため、不要となる関連規定の削除等を併せて行っています。

(注) 詳細については、2014年3月11日付の「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等について」をご参照ください。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金

供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成28年4月28日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」（平成28年4月28日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」（平成28年1月29日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴木・宇井 (03-3277-2877)

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付期間

~~4年以内の期間とする。ただし、7. (2) に定める借り換えについては、1年以内の期間とする。~~

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率

~~次の(1)および(2)に定める利率とする。~~

~~(1) 年0.1%とする。~~

~~(2) 7. (2) に定める借り換えにかかる貸付利率については、(1)の規定にかかわらず、当初貸付けの実行日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。~~

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

~~(1) 貸付実行日は、平成31年6月30日までの別に定める日とする。~~

~~ただし、平成30年7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。~~

~~(2) 貸付先が希望する場合には、9.に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。~~

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

(1) 略 (不変)

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額

~~各貸付先から提示を受けた12.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて貸付先が行う期間1年以上の融資または投資についての、別に定める一定期間の新規実行額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額と、借り換えの対象となる貸付けの金額を比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。~~

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 期日前返済

(1) ~~平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。~~

(2) ~~平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、別に定める時点において、次のイ、がロ、を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。~~

イ、 略（不変）

ロ、 略（不変）

○ 1 1. を横線のとおり改める。

1 1. 貸付受付期限

9. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~3~~
~~0~~31年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~3~~435年6月30日をもって
廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、平成26年3月31日以前
に当初貸付けを実行した貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

○ 2. を削る。

○ 3. を横線のとおり改める。

~~3.~~ 2. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、~~4.~~ 3.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

○ 4. を横線のとおり改める。

~~4.~~ 3. 貸付限度額等

(1) 略（不変）

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.（2）の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。~~ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。~~

イ. 当該貸付先が、~~7.~~ 6.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降に実施した出資等および動産・債権担保融資等の残高

ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 略 (不変)

(ロ) 略 (不変)

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) ~~7.~~8. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略 (不変)

○ 5. を横線のとおり改める。

~~5.~~4. 期日前返済

基本要領10. (2)の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付けについて、別に定める時点における、~~4.~~3. (2)イ. から同ロ. を控除した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 6. を横線のとおり改める。

~~6.~~5. 貸付受付期限

~~4.~~3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領~~7.~~ (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~30~~31年3月31日以前に限る。

○ 7. を6. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、平成26年3月31日以前に当初貸付けを実行した貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付限度額等

(1) 略（不変）

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (2) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。~~ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。~~

イ. 略（不変）

ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙.）~~4. 3.~~ (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）~~7. 8.~~ (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略（不変）

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、~~借り換えにかかるものを除き、平成30~~31年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、平成26年3月31日以前に当初貸付けを実行した貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8. の規定にかかわらず、~~7. 8.~~ に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 11. を12. とする。

- 10. を11. とし、9. を横線のとおり改める。

~~9. 10.~~ 貸付受付期限

~~7. 8.~~ (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~30~~31年3月31日以前に限る。

- 8. を横線のとおり改める。

~~8. 9.~~ 期日前返済

基本要領10. の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付について、別に定める時点における、~~7. 8.~~ (2) イ. から同ロ. を控除した金額が

同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 7. を横線のとおり改める。

~~7.~~8. 貸付限度額等

(1) 略 (不変)

(2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領 9. (2) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と借り換えの対象となる貸付の金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。

イ. 当該貸付先が、~~10.~~11. に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施した期間 1 年以上の外貨建て投融資の残高

ロ. イ. の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高

(イ) 略 (不変)

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成 23 年 6 月 14 日付政委第 48 号別紙.) ~~4.~~3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 略 (不変)

ハ. 略 (不変)

○ 6. の次に次の 7. を加える。

7. 借り換え

貸付先が希望する場合には、8. に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給
基本要領」中一部改正

○ 5. を削る。

○ 7. を11. とし、6. を横線のとおり改める。

~~6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い~~

~~(1) 5. 貸付期間~~

4年以内の期間とする。

~~(2) 6. 貸付利率~~

年0.1%とする。

~~(3) 7. 貸付実行日~~

平成30~~30~~31年6月30日までの別に定める日とする。

~~(4) 8. 貸付金額~~

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、~~(5) 9.~~に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

~~(5) 9. 貸付限度額~~

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次の~~4.~~(1)から~~ロ.~~(2)を控除した金額の2倍の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債権信託受益権の信託財産となっている住宅

ローン債権は、その担保の差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

~~イ、~~ (1) 当該貸付先による貸付毎に別に定める四半期における貸出の月末残高平均額

~~ロ、~~ (2) 平成24年10月から12月までの四半期から、~~イ、~~ (1) において別に定める四半期の直前の四半期までの各四半期における、当該貸付先による貸出の月末残高平均額のうち、最大の額

~~(6)~~ 10. 期日前返済

貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、平成26年3月31日以前に当初貸付けを実行した貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~34~~35年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~30~~31年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~30~~31年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~31~~32年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための
資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~30~~31年4月30日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略（不変）

2. この基本要領は、平成~~30~~31年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

3. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の
適格性判定等に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. 略（不変）

2. 本措置は、平成~~31~~32年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」

中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記 1. から 4. までの利率については、それぞれの規定にかかわらず、年 0% とする。

記

1. }
∫ } 略（不変）
3. }

4. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成 24 年 12 月 20 日付政委第 107 号別紙 2.）~~5.~~
~~(3) および 6.~~ (2) 6. に定める貸付利率

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」に基づく貸付けのうち、平成 26 年 3 月 31 日以前に当初貸付けを実行した貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。